

【千葉県知事免許から大臣免許へ免許換え申請を行う場合】

- ① 千葉県庁へ「従たる事務所設置の変更届出書」と、「免許申請書」を提出
※ 他に変更事項があれば、併せて変更届出書を提出
この他、弁済業務保証金分担金納付書の写しも必要になります。
- ↓
- ② 千葉県庁から関東地方整備局へ書類送達
- ↓
- ③ 関東地方整備局で書類審査（審査期間は約100日）
- ↓
- ④ 関東地方整備局から申請者へ免許交付通知書が送付
- ↓
- ⑤ 所属している協会へ従たる事務所分の営業保証金分担納付手続を行う
※ 従たる事務所の営業保証金は、1店舗当たり30万円です。
- ↓
- ⑥ 保証協会が法務局に営業保証金を供託
- ↓
- ⑦ 保証協会から申請人へ「供託届出書」が交付
- ↓
- ⑧ 申請人が関東地方整備局に「供託届出書」を提出
- ↓
- ⑨ 関東地方整備局から申請者宛に免許証が郵送

《 注 意 点 》

- i. 知事免許の有効期間満了間近の免許換え申請はお止め下さい。
- ii. ④の「免許通知交付」から、3ヶ月以内に⑧の「届出書提出」を行って下さい。
3ヶ月を超えますと、免許取り消しを受ける可能性があります。
- iii. 他の都道府県へ主たる事務所を移転して、更に大臣免許へ免許換え申請をする場合は、事前に千葉県庁へ主たる事務所移転届を提出した後、移転先の都道府県庁へ免許換え申請を行って下さい。
- iv. 主たる事務所、従たる事務所の外観及び内部写真、案内図、平面図が必要になります。
内部写真は、事務所の区分に関係なく「報酬額表」と千葉県知事免許に基づいた「宅地建物取引業者票」の設置状況も撮って下さい。
- v. 新たに設置した従たる事務所（営業所）については事務はできますが、免許証が交付されるまで宅建業の営業はできません。
また、営業を行っているかのような掲示物（例：物件情報案内などの広告）を貼ることもできません。
- vi. 免許証到着後、速やかに次の手続を行って下さい。
 - a. 「宅地建物取引業者票」にある免許番号を書き換えて下さい。
 - b. 宅地建物取引士の「資格登録簿」の勤務先免許番号の変更届を提出して下さい。
この手続は、取引士証を発行した都道府県庁に対して行って下さい。